

大牟田市学童クラブ運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における放課後児童健全育成事業として、昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図るため、大牟田市学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 学童クラブの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第3条 学童クラブにおいては、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 適切な遊びや生活の場の提供に関する事。
- (2) 入所児童の健康及び安全に配慮した育成及び指導に関する事。
- (3) 地域、小学校及び家庭との連携による入所児童の育成及び指導に関する事。
- (4) その他学童クラブの設置目的の達成のために必要な事業

(開所時間)

第4条 学童クラブの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 小学校の授業日 小学校の放課時から午後7時まで
- (2) 小学校の休業日 午前8時から午後7時まで

(休所日)

第5条 学童クラブの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に設けることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 8月13日から同月16日まで（第1号に掲げる日を除く。）
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで（第1号及び第2号に掲げる日を除く。）

(入所対象児童)

第6条 学童クラブに入所することができる者は、その保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の小学校に就学する児童
- (2) 市内に住所を有し、市外の小学校に就学する児童

(入所の申込み及び決定通知)

第7条 学童クラブに入所しようとする児童の保護者は、学童クラブ入所申込書(様式第1号。以下「入所申込書」という。)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、入所の可否を決定し、その旨を学童クラブ入所承認兼利用料決定通知書(様式第2号)により当該申込みをした者に通知するものとする。

(入所の制限等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による学童クラブの承認を取り消し、又は入所児童の出席の停止を命じることができる。

(1) 前条第2項の規定による学童クラブの承認を受けた保護者(以下「利用者」という。)が偽りその他不正な手段によりその承認を受けたとき。

(2) 利用者又は入所児童がこの要綱又は市長の指示した事項に違反したとき。

(3) 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(4) 入所児童が感染症を有し、他の入所児童に感染させるおそれがあると認められるとき。

(負担金)

第9条 利用者(次項の春休み期間等利用者を除く。)は、別表第2に定める額の負担金を市長に納入しなければならない。

2 春休み期間等利用者(次に掲げる期間に限り学童クラブに入所する児童の保護者をいう。)は、別表第3に定める額の負担金を市長に納入しなければならない。

(1) 春休み期間(市立小学校の学年末休業日の直前の授業日から当該学年末休業日に連続する学年始休業日の直後の授業日までの期間をいう。以下同じ。)

(2) 夏休み期間(市立小学校の夏季休業日の直前の授業日から当該夏季休業日の直後の授業日までの期間をいう。以下同じ。)

(3) 冬休み期間(市立小学校の冬季休業日の直前の授業日から当該冬季休業日の直後の授業日までの期間をいう。以下同じ。)

3 前2項の負担金は、毎月末日までにその月分を納入しなければならない。

(負担金の減免)

第10条 市長は、特別な理由があると認めるときは、前条の負担金を減額し、又は免除することができる。

(届出)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 入所申込書の記載事項に変更があったとき。
- (2) 入所児童を長期にわたり欠席させようとするとき。
- (3) 入所児童又は利用者に事故が生じたとき

(退所の申込み及び承認)

第12条 利用者は、児童を承認を受けた入所の期間が終了する前に学童クラブから退所させようとするときは、学童クラブ退所申込書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、学童クラブ退所決定通知書(様式第4号)により当該申込みをした者に通知するものとする。

(損害の賠償)

第13条 利用者は、入所児童が学童クラブの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(放課後児童支援員)

第14条 入所児童の支援を行うため、学童クラブに2人以上の放課後児童支援員を置く。この場合において、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。以下この条において同じ。)をもってこれに代えることができる。

- 2 補助員は、児童の福祉に関し知識経験を有する者でなければならない。
- 3 障害を有する等の事由により特に配慮が必要な入所児童がいるときは、障害の程度等を考慮の上、適正に放課後児童支援員又は補助員を配置するものとする。

(運営の委託)

第15条 市長は放課後児童健全育成事業の目的を効果的に達成するため、学童クラブの運営を社会福祉法人等に委託することができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、学童クラブの入所の申込み及び決定に係る行為

は、施行日前に行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成２２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、平原学童クラブに係る入所の申込み及び決定に係る行為は、施行日前に行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成２３年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、天領学童クラブに係る入所の申込み及び決定に係る行為は、施行日前に行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成２５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、天の原学童クラブに係る入所の申込み及び決定に係る行為は、施行日前に行うことができる。

付 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成２９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、大牟田中央学童クラブ及び手鎌学童クラブに係る入所の申込み及び決定に係る行為は、施行日前に行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成３０年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第１４条第１項の改正規定は、制定の日から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、駛馬学童クラブに係る入所の申込み及び決定に係る行為は、施行日前に行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成３０年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、吉野学童クラブに係る入所の申込み及び決定に係る行為は、施行日前に行うことができる。

付 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、様式第４号の改正規定は制定の日から施行する。
- 2 改正後の大牟田市学童クラブ運営要綱第４条の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認める学童クラブについては、当分の間、同条第１号及び第２号中「午後７時」とあるのは、「午後６時」とする。

付 則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和５年９月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の大牟田市学童クラブ運営要綱様式第１号によりなされている申込みについては、改正後の大牟田市学童クラブ運営要綱様式第１号によりなされたものとみなす。

付 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

名称	位置
倉永学童クラブ	大牟田市大字倉永１３０７番地
平原学童クラブ	大牟田市平原町３３３番地
天の原学童クラブ	大牟田市笹原町３丁目１１６番地
手鎌学童クラブ	大牟田市大字唐船３９５番地
駛馬学童クラブ	大牟田市馬場町１７番地
吉野学童クラブ	大牟田市大字白銀９６７番地１７

別表第 2（第 9 条関係）

区分	負担金（月額）
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯	入所児童 1 人につき 2,000 円
前年度分の市町村民税が非課税である世帯	入所児童 1 人につき 4,500 円。ただし、7 月及び 8 月については、5,500 円
前年度分の市町村民税が課税である世帯	入所児童 1 人につき 7,000 円。ただし、7 月及び 8 月については、9,000 円

別表第 3（第 9 条関係）

区分	期間（月）	負担金（月額）
生活保護法による被保護世帯	春休み期間（4 月）	入所児童 1 人につき 500 円
	夏休み期間（7 月）	入所児童 1 人につき 1,000 円
	夏休み期間（8 月）	入所児童 1 人につき 1,500 円
	冬休み期間（1 2 月）	入所児童 1 人につき 500 円
	冬休み期間（1 月）	入所児童 1 人につき 500 円
	春休み期間（3 月）	入所児童 1 人につき 500 円
前年度分の市町村民税が非課税である世帯	春休み期間（4 月）	入所児童 1 人につき 2,000 円
	夏休み期間（7 月）	入所児童 1 人につき 3,000 円
	夏休み期間（8 月）	入所児童 1 人につき 4,000 円
	冬休み期間（1 2 月）	入所児童 1 人につき 1,000 円
	冬休み期間（1 月）	入所児童 1 人につき 1,000 円
	春休み期間（3 月）	入所児童 1 人につき 2,000 円
前年度分の市町村民税が課税である世帯	春休み期間（4 月）	入所児童 1 人につき 3,000 円
	夏休み期間（7 月）	入所児童 1 人につき 4,000 円
	夏休み期間（8 月）	入所児童 1 人につき 7,000 円
	冬休み期間（1 2 月）	入所児童 1 人につき 2,000 円
	冬休み期間（1 月）	入所児童 1 人につき 2,000 円
	春休み期間（3 月）	入所児童 1 人につき 3,000 円